

議員定数等調査検討特別委員会 日程

令和5年12月18日(月)
全員協議会室

1 開会宣言

2 会議録署名委員の指名

3 議 題

(1) 今後の調査検討の進め方について

(2) その他について

4 閉会中の継続調査について

5 閉会宣言

議員定数等調査検討特別委員会 委員名簿

[期数・年齢順]

区 分	氏 名	備 考
委 員	齊 木 正 一	
	内 田 博 長	
	銀 杏 泰 利	
	興 治 英 夫	
	浜 崎 晋 一	委員長
	市 谷 知 子	
	尾 崎 薫	
	福 田 俊 史	
	野 坂 道 明	副委員長
	島 谷 龍 司	
	浜 田 一 哉	
	川 部 洋	
	鹿 島 功	
	山 川 智 帆	
	前 住 孝 行	
村 上 泰 二 朗		

《参考》令和5年6月29日の本会議において次のとおり設置することを決定

名 称	付託する調査事件	委員定数
議員定数等調査検討特別委員会	鳥取県議会議員に係る次の事項の調査 ・議員の定数 ・選挙区 ・各選挙区において選挙すべき議員の数	16名

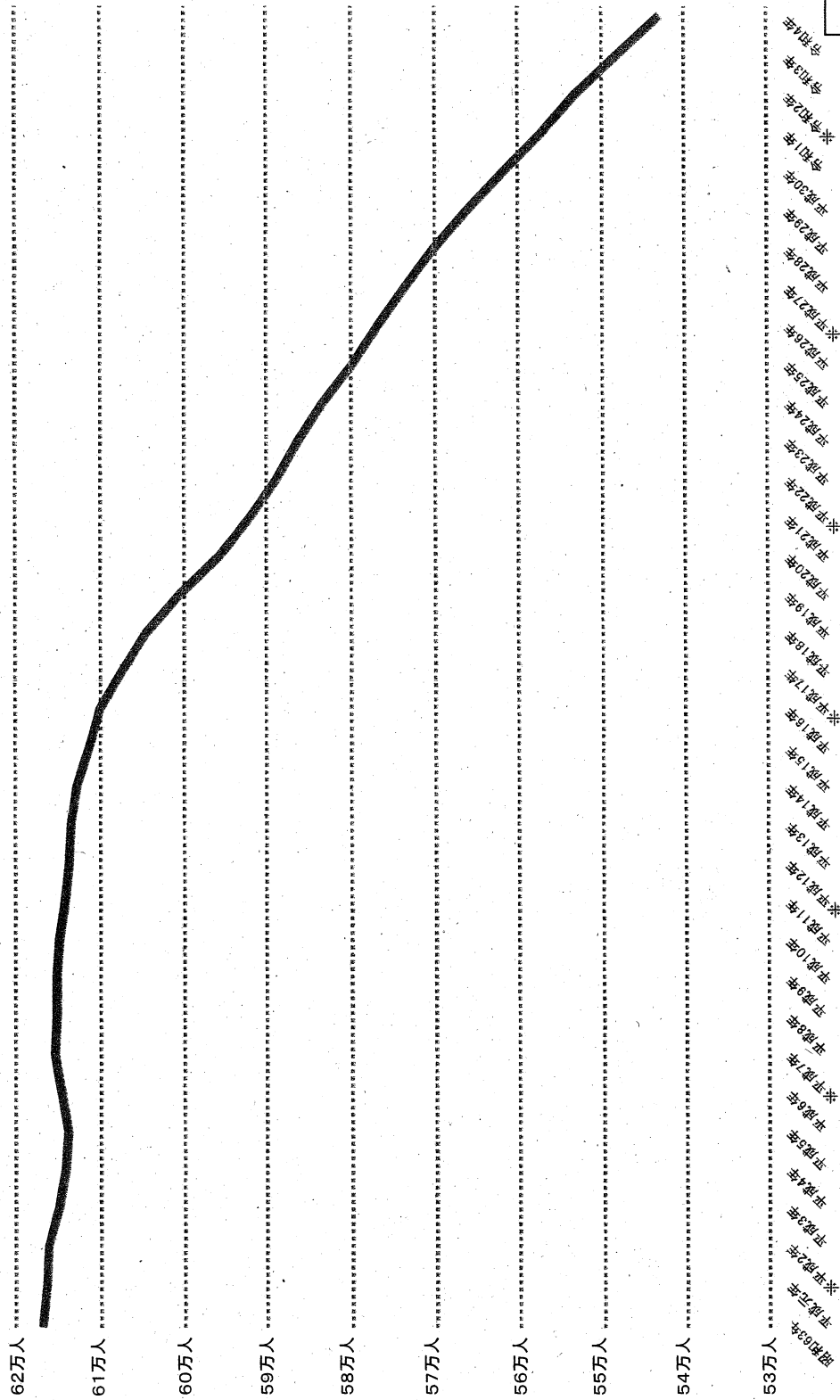
議員定数等調査検討特別委員会

参 考 資 料

(令和5年10月11日委員会配布)

年	人口(単位:人)
昭和63年	616,371
平成元年	615,912
※平成2年	615,722
平成3年	614,453
平成4年	613,682
平成5年	613,393
平成6年	614,108
※平成7年	614,929
平成8年	614,733
平成9年	614,717
平成10年	614,418
平成11年	613,762
※平成12年	613,289
平成13年	613,046
平成14年	612,353
平成15年	610,918
平成16年	609,650
※平成17年	607,012
平成18年	604,168
平成19年	600,186
平成20年	595,454
平成21年	591,864
※平成22年	588,667
平成23年	586,124
平成24年	583,174
平成25年	579,591
平成26年	576,626
※平成27年	573,441
平成28年	569,999
平成29年	566,073
平成30年	561,777
令和1年	557,343
※令和2年	553,407
令和3年	548,562
令和4年	543,615

鳥取県人口の推移(単位:人)



資料1

注)「※」は国勢調査データ。それ以外は、県推計人口データ。

都道府県議会議員定数の比較

資料 2

都道府県名	国勢調査人口 (R2. 10. 1) A	議員定数 (R5. 4. 1) B		議員 1 人当たりの人口	
			議員の 多い順	A ÷ B	人口の 多い順
大阪府	8,837,685	79	9	111,869	1
東京都	14,047,594	127	1	110,611	2
神奈川県	9,237,337	105	2	87,975	3
埼玉県	7,344,765	93	6	78,976	4
愛知県	7,542,415	102	3	73,945	5
千葉県	6,284,480	95	5	66,152	6
兵庫県	5,465,002	86	8	63,547	7
福岡県	5,135,214	87	7	59,025	8
静岡県	3,633,202	68	10	53,429	9
北海道	5,224,614	100	4	52,246	10
茨城県	2,867,009	62	12	46,242	11
広島県	2,799,702	64	11	43,745	12
岐阜県	1,978,742	46	29	43,016	13
京都府	2,578,087	60	13	42,968	14
新潟県	2,201,272	53	18	41,533	15
宮城県	2,301,996	59	14	39,017	16
群馬県	1,939,110	50	20	38,782	17
栃木県	1,933,146	50	20	38,663	18
三重県	1,770,254	48	23	36,880	19
長野県	2,048,011	57	16	35,930	20
熊本県	1,738,301	49	22	35,476	21
岡山県	1,888,432	55	17	34,335	22
滋賀県	1,413,610	44	31	32,128	23
福島県	1,833,152	58	15	31,606	24
鹿児島県	1,588,256	51	19	31,142	25
奈良県	1,324,473	43	32	30,802	26
沖縄県	1,467,480	48	23	30,573	27
山口県	1,342,059	47	27	28,554	28
長崎県	1,312,317	46	29	28,529	29
愛媛県	1,334,841	47	27	28,401	30
石川県	1,132,526	41	36	27,623	31
宮崎県	1,069,576	39	40	27,425	32
大分県	1,123,852	43	32	26,136	33
富山県	1,034,814	40	39	25,870	34
青森県	1,237,984	48	23	25,791	35
岩手県	1,210,534	48	23	25,219	36
山形県	1,068,027	43	32	24,838	37
秋田県	959,502	41	36	23,402	38
香川県	950,244	41	36	23,177	39
和歌山県	922,584	42	35	21,966	40
佐賀県	811,442	37	42	21,931	41
山梨県	809,974	37	42	21,891	42
福井県	766,863	37	42	20,726	43
徳島県	719,559	38	41	18,936	44
高知県	691,527	37	42	18,690	45
島根県	671,126	36	46	18,642	46
鳥取県	553,407	35	47	15,812	47
		34	47	16,277	47
		33	47	16,770	47
		32	47	17,294	47
		31	47	17,852	47
30	47	18,447	47		
合計	126,146,099	2,662	—	47,388	—

※鳥取県は条例定数(35人)に加え、34人から30人まで定数減とした場合を併記

都道府県議会議員定数の比較 (H23定数見直し時)

資料 2 - 2

都道府県名	国勢調査人口 (H17. 10. 1) A	議員定数 (H23. 4. 1) B		議員 1 人当たりの人口	
			議員の 多い順	A ÷ B	人口の 多い順
東京都	12,576,601	127	1	99,028	1
神奈川県	8,791,597	107	3	82,164	2
大阪府	8,817,166	109	2	80,891	3
埼玉県	7,054,243	94	7	75,045	4
愛知県	7,254,704	103	5	70,434	5
千葉県	6,056,462	95	6	63,752	6
兵庫県	5,590,601	89	8	62,816	7
福岡県	5,049,908	86	9	58,720	8
静岡県	3,792,377	69	10	54,962	9
北海道	5,627,737	104	4	54,113	10
新潟県	2,431,459	53	18	45,877	11
岐阜県	2,107,226	46	30	45,809	12
茨城県	2,975,167	65	12	45,772	13
京都府	2,647,660	60	14	44,128	14
広島県	2,876,642	66	11	43,585	15
群馬県	2,024,135	50	21	40,483	16
栃木県	2,016,631	50	21	40,333	17
宮城県	2,360,218	61	13	38,692	18
長野県	2,196,114	58	15	37,864	19
熊本県	1,842,233	49	23	37,597	20
三重県	1,866,963	51	19	36,607	21
福島県	2,091,319	58	15	36,057	22
岡山県	1,957,264	56	17	34,951	23
鹿児島県	1,753,179	51	19	34,376	24
奈良県	1,421,310	44	33	32,303	25
長崎県	1,478,632	46	30	32,144	26
愛媛県	1,467,815	47	28	31,230	27
山口県	1,492,606	49	23	30,461	28
青森県	1,436,657	48	25	29,930	29
宮崎県	1,153,042	39	41	29,565	30
滋賀県	1,380,361	47	28	29,369	31
岩手県	1,385,041	48	25	28,855	32
沖縄県	1,361,594	48	25	28,367	33
富山県	1,111,729	40	40	27,793	34
山形県	1,216,181	44	33	27,640	35
大分県	1,209,571	44	33	27,490	36
石川県	1,174,026	43	36	27,303	37
秋田県	1,145,501	45	32	25,456	38
香川県	1,012,400	41	38	24,693	39
和歌山県	1,035,969	42	37	24,666	40
山梨県	884,515	38	43	23,277	41
佐賀県	866,369	38	43	22,799	42
福井県	821,592	37	46	22,205	43
高知県	796,292	39	41	20,418	44
島根県	742,223	37	46	20,060	45
徳島県	809,950	41	38	19,755	46
鳥取県	607,012	38	43	15,974	47
		37	46	16,406	47
		36	47	16,861	47
		35	47	17,343	47
		34	47	17,853	47
		33	47	18,394	47
		32	47	18,969	47
31	47	19,581	47		
合計	127,767,994	2,740	—	46,631	—

定数38から35へ
(△3)

鳥取県議会議員定数の配分状況について

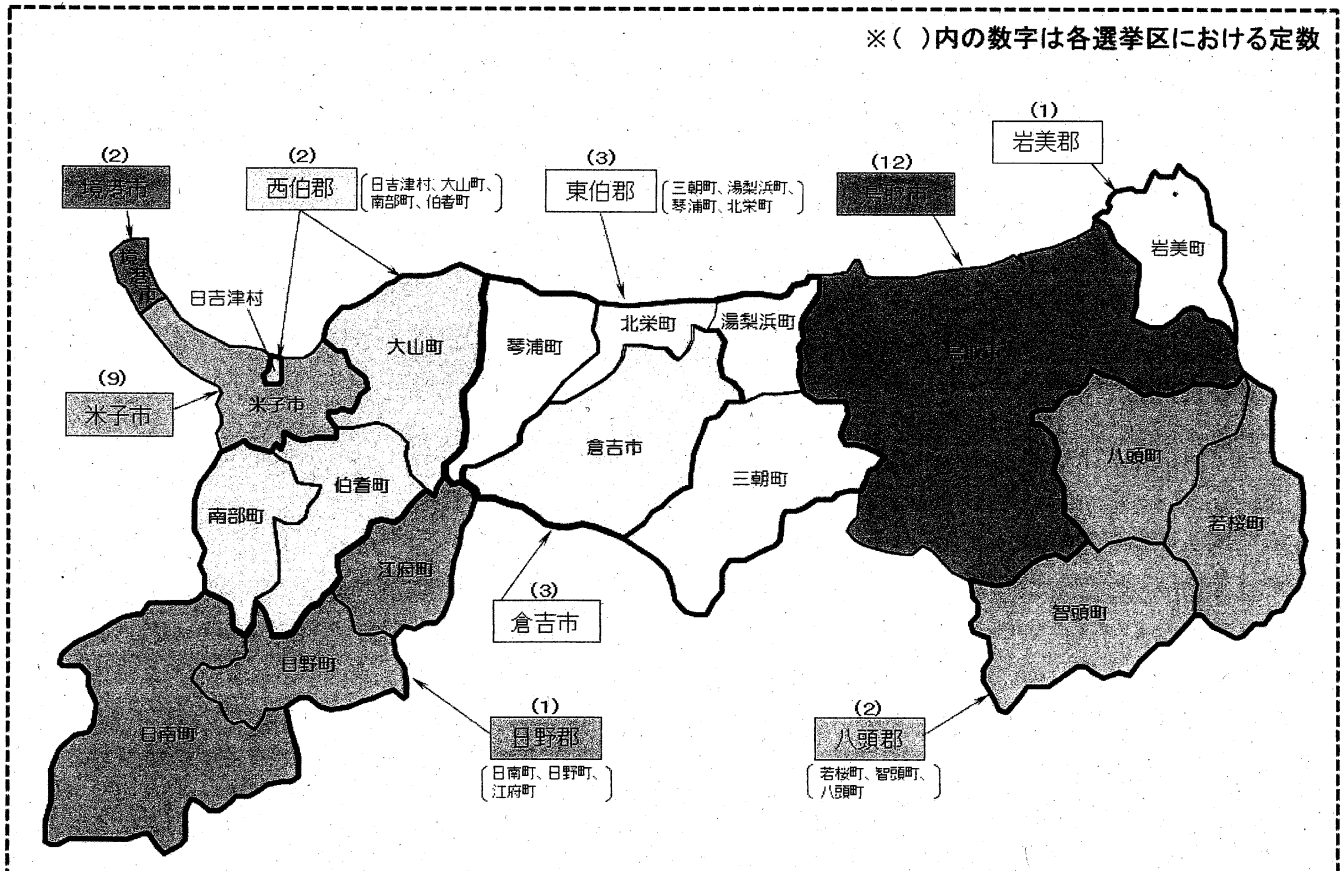
国勢調査人口 (A)	553,407 人
議員定数 (B)	35 人
議員 1 人当り人口 (C) = (A/B)	15,811.629 人

議員 1 人当り人口		
最大	西伯郡	19,945
最小	日野郡	9,775

最大人口較差	⇒ 2.040
--------	---------

選挙区	人口 (D)	D/C	配当基数				調整 (G)	総計 (E+F+G)	議員 1 人当り人口	人口較差	人口較差順位	《増減選挙区》	
			整数部 (E)	小数部	繰上順位	小数部加算 (F)						条例定数	増減
鳥取市	188,465	11.919	11	0.919	2	1	12	15,705	1.607	5	12		
米子市	147,317	9.317	9	0.317	8		9	16,369	1.675	4	9		
倉吉市	46,485	2.940	2	0.940	1	1	3	15,495	1.585	6	3		
境港市	32,740	2.071	2	0.071	9		2	16,370	1.675	3	2		
岩美郡	10,799	0.683		0.683	3	1	1	10,799	1.105	8	1		
八頭郡	25,228	1.596	1	0.596	5	1	2	12,614	1.290	7	2		
東伯郡	52,708	3.333	3	0.333	7		3	17,569	1.797	2	3		
西伯郡	39,890	2.523	2	0.523	6		2	19,945	2.040	1	2		
日野郡	9,775	0.618		0.618	4	1	1	9,775	1.000	9	1		
合計	553,407		30			5	35				35		

県議会議員の選挙区及び定数(平成27年3月1日以降)



国勢調査による鳥取県人口と議員定数の推移

資料4

調査年	人口 (人)	前対比		R2国調との対比		選挙 実施年	議員 定数	議員一人 当人口	
		増減数 (人)	比率 (%)	増減数 (人)	比率 (%)				
大正9年	454,675			98,732	21.7				
大正14年	472,230	17,555	3.9	81,177	17.2				
昭和5年	489,266	17,036	3.6	64,141	13.1				
昭和10年	490,461	1,195	0.2	62,946	12.8				
昭和15年	484,390	△6,071	△1.2	69,017	14.2				
昭和22年 (臨時)	587,606	103,216	21.3	△34,199	△5.8				
昭和25年	600,177	12,571	2.1	△46,770	△7.8				
昭和30年	614,259	14,082	2.3	△60,852	△9.9				
昭和35年	599,135	△15,124	△2.5	△45,728	△7.6				
昭和40年	579,853	△19,282	△3.2	△26,446	△4.6				
昭和45年	568,777	△11,076	△1.9	△15,370	△2.7				
昭和50年	581,311	12,534	2.2	△27,904	△4.8				
昭和55年	604,221	22,910	3.9	△50,814	△8.4				
昭和60年	616,024	11,803	2.0	△62,617	△10.2				
平成2年	615,722	△302	△0.0	△62,315	△10.1				
平成7年	614,929	△793	△0.1	△61,522	△10.0				
平成12年	613,289	△1,640	△0.3	△59,882	△9.8				
平成17年	607,012	△6,277	△1.0	△53,605	△8.8				
平成22年	588,667	△18,345	△3.0	△35,260	△6.0				
平成27年	573,441	△15,226	△2.6	△20,034	△3.5				
令和2年	553,407	△20,034	△3.5	-	-				
令和7年 (未実施)	速報値の公表(R8年の見込み)								
昭和21年人口調査 人口 557,429人									
昭和22年						40		13,936	
昭和26年						40		14,690 15,004	
昭和30年						40		15,004	
昭和34年						40		15,356	
昭和38年						40		14,978	
昭和42年						40		14,496	
昭和46年						40		14,496	
昭和50年						40		14,219	
昭和54年						40		14,533	
昭和58年						40		15,106	
昭和62年						40		15,401	
平成3年						40		15,393	
平成7年						40		15,393	
平成11年						38		16,182	
平成15年						38		16,139	
平成19年						38		15,974	
平成23年						35		17,343	
平成27年						35		16,819	
平成31年						35		16,384	
令和5年						35		15,812	
令和9年								検討中	

国勢調査による選挙区別人口減少の状況

(単位：人)

選挙区	定数 (現行)	区分	R7国勢調査		R2国勢調査			H27国勢調査		H22国勢調査		H17国勢調査	
				増減	増減①	増減②		増減②		増減②		増減②	
鳥取市	12	人口	速報値の 公表(R8年 の見込み)		188,465	-6.6%	-2.7%	193,717	-1.9%	197,449	-2.1%	201,740	-
		議員1人当たり			15,705	-	-	16,143	-	16,454	-	16,812	-
米子市	9	人口			147,317	-1.5%	-1.3%	149,313	0.7%	148,271	-0.9%	149,584	-
		議員1人当たり			16,369	-	-	16,590	-	16,475	-	16,620	-
倉吉市	3	人口			46,485	-11.6%	-5.2%	49,044	-3.3%	50,720	-3.6%	52,592	-
		議員1人当たり			15,495	-	-	16,348	-	16,907	-	17,531	-
境港市	2	人口			32,740	-10.2%	-4.2%	34,174	-3.1%	35,259	-3.3%	36,459	-
		議員1人当たり			16,370	-	-	17,087	-	17,630	-	18,230	-
岩美郡	1	人口			10,799	-18.6%	-6.0%	11,485	-7.1%	12,362	-6.8%	13,270	-
		議員1人当たり			10,799	-	-	11,485	-	12,362	-	13,270	-
八頭郡	2	人口			25,228	-22.3%	-8.0%	27,408	-8.7%	30,018	-7.5%	32,459	-
		議員1人当たり			12,614	-	-	13,704	-	15,009	-	16,230	-
東伯郡	3	人口			52,708	-13.0%	-4.6%	55,276	-4.7%	58,017	-4.2%	60,585	-
		議員1人当たり			17,569	-	-	18,425	-	19,339	-	20,195	-
西伯郡	2	人口			39,890	-14.0%	-5.0%	41,977	-4.6%	43,987	-5.2%	46,383	-
		議員1人当たり			19,945	-	-	20,989	-	21,994	-	23,192	-
日野郡	1	人口			9,775	-29.9%	-11.5%	11,047	-12.2%	12,584	-9.7%	13,940	-
		議員1人当たり			9,775	-	-	11,047	-	12,584	-	13,940	-
計	35	人口			553,407	-8.8%	-3.5%	573,441	-2.6%	588,667	-3.0%	607,012	-
		議員1人当たり(a)			15,812	-	-	16,384	-	16,819	-	17,343	-
		強制合区基準 (a)*1/2		7,906	-	-	8,192	-	8,410	-	8,672	-	

※「増減①」・・・H17調査との比較
 ※「増減②」・・・前回調査との比較

選挙区別の総面積

資料 6

選挙区	定数 (現行)	総面積(km ²)※1		議員1人当たり(km ²)	
		可住地面積※2	可住地面積	可住地面積	可住地面積
鳥取市	12	765.31	212.14	63.78	17.68
米子市	9	132.42	98.97	14.71	11.00
倉吉市	3	272.06	88.83	90.69	29.61
境港市	2	29.11	26.78	14.56	13.39
岩美郡	1	122.31	22.90	122.31	22.90
八頭郡	2	630.58	72.26	315.29	36.13
東伯郡	3	508.35	156.10	169.45	52.03
西伯郡	2	447.51	154.11	223.76	77.06
日野郡	1	599.46	72.25	599.46	72.25
県計	35	3,507.13	904.34	100.20	25.84

※1：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（R5.4月）」

※2：総務省統計局「統計でみる市町村のすがた2023」

※3：端数があるため、県計は一致しない

○議員1人当たり

区分	総面積		可住地面積	
最大	日野郡	599.46	西伯郡	77.06
最小	境港市	14.56	米子市	11.00
面積較差	41.2		7.0	

<参考／島根県の状況>

選挙区	定数 (現行)	総面積(km ²)※1		議員1人当たり(km ²)	
		可住地面積※2	可住地面積	可住地面積	可住地面積
松江	11	572.99	160.11	52.09	14.56
浜田	3	690.64	116.62	230.21	38.87
出雲	9	624.32	228.60	69.37	25.40
益田	2	733.19	99.60	366.60	49.80
大田	2	435.34	99.17	217.67	49.59
安来	2	420.93	98.13	210.47	49.07
江津	1	268.24	56.37	268.24	56.37
雲南・飯石	2	796.06	144.45	398.03	72.23
仁多	1	368.01	61.05	368.01	61.05
邑智(才次)	1	808.63	105.29	808.63	105.29
鹿足(カアジ)	1	643.54	52.74	643.54	52.74
隠岐	1	345.93	48.48	345.93	48.48
県計	36	6,707.81	1,270.62	186.33	35.30

※1：国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調（R5.4月）」

※2：総務省統計局「統計でみる市町村のすがた2023」

※3：端数があるため、県計は一致しない

○議員1人当たり

区分	総面積		可住地面積	
最大	邑智	808.63	邑智	105.29
最小	松江	52.09	松江	14.56
面積較差	15.5		7.2	

県議会議員定数等に関する制度

1 定数

県議会議員の定数は、条例で定める。(自治法 90 条 1 項)

※従来は、定数を定めるに当たって人口区分に応じた上限が定められていたが、平成 23 年の自治法改正で撤廃された。(廃止前の上限：人口 75 万未満の都道府県 40 人)

2 選挙区

事項	内容	備考	
原則 (公選法 15 条 1 項) ※H25 改正法附則 3 条	「一の市の区域」、「一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」又は「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることを基本とし、条例で定める。 ※施行日(H27. 3. 1)の前日における選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。	鳥取市 米子市 倉吉市 境港市 八頭郡 東伯郡 ※西伯郡 日野郡 (8 選挙区)	
特例	強制合区 (公選法 15 条 2 項)	選挙区は、その人口が議員一人当たりの人口の半数以上になるようにしなければならない。	
	市の区域の任意合区 (公選法 15 条 3 項)	一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。	
	町村の区域の取扱い (公選法 15 条 4 項)	一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。	岩美郡 (1 選挙区)
選挙区設定の考慮事項 (公選法 15 条 7 項)	行政区画、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。		

注) 議員の一人当たりの人口とは、当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数をいう。

3 選挙区ごとの定数

各選挙区において選挙すべき議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。(公選法 15 条 8 項)

⇒【鳥取県の現状】原則どおり、人口に比例して各選挙区に配分(ただし書の適用なし)

※人口に比例した算出方法

行政実例では、ヘアース式最大剰余法(各選挙区の人口を議員一人当たりの人口で割り、商と剰余を求め、商を 1 次配分の議席として配分し、残りの議席を剰余の大きい選挙区の順に定数に達するまで 2 次配分の議席として配分する)によるものとされている。

4 基礎となる人口

選挙区ごとの定数の基礎となる人口は、官報で公示された最近の国勢調査人口によることとされている。(自治法 254 条、公選法施行令 144 条)

⇒令和 9 年 4 月に行われる次期一般選挙は、特段の立法措置がない限り、直近の国勢調査である令和 7 年国勢調査の確定人口が基礎となる。

※国勢調査の速報人口(人口速報集計)の取扱い

人口及び世帯数の速報であり、官報に公示される。行政実例では、国勢調査の確定人口(人口等基本集計)が公示されるまでの間は、速報人口が適用されるものとされている。

地方自治法 ※抜粋

第 90 条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

2～7 略

第 254 条 この法律における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。

公職選挙法 ※抜粋

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第 15 条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。

3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であっても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。

4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもって一選挙区とすることができる。

5～6 略

7 第 1 項から第 4 項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。

8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。

9～10 略

(都道府県の議会の議員の選挙区の特例)

第 271 条 昭和 41 年 1 月 1 日現在において設けられている都道府県の議会の議員の選挙区については、当該区域の人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもって除して得た数の半数に達しなくなった場合においても、当分の間、第 15 条第 2 項前段の規定にかかわらず、当該区域をもって一選挙区を設けることができる。

附 則（平成 25 年 12 月 11 日法律第 93 号）抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 3 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 3 条 新法第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、施行日の前日における都道府県の議会の議員の選挙区で隣接していない町村の区域を含むものがあるときは、当該選挙区の区域をもって、一の選挙区とすることができる。ただし、当該選挙区に係る区域の変更が行われた場合は、この限りでない。

公職選挙法施行令 ※抜粋

(人口の定義)

第 144 条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。ただし、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があった場合においては、地方自治法施行令第 176 条又は第 177 条の規定によって都道府県知事が告示した人口による。

選挙区ごとの定数算定に関する行政実例

<S37. 11. 30>

人口に比例する各選挙区別定数は、国勢調査の結果公表された人口に基づき、議員一人当たりの人口数を求め、各選挙区の人口数を議員一人当たりの人口で除して得た数によって定めるべきである。

<S39. 8. 26>

公選法第 15 条第 7 項（現行第 8 項）の規定により、各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は人口に比例して算出することとされているが、その算出に当たっては、議員定数配当基数を計算し、計算により端数が生じたときは、端数切り上げで得た数が議員定数に達するまで端数の数の大きい順に切りあげる取扱とすべきである。

議員の総定数の考え方

1 地方自治法

- 定数配分の算定方法は、国で決められている。【行政実例】
- 定数配分は、次の3つが決まれば、計算で自動的に決定される。
 - ①直近の国勢調査人口【R 7 国勢調査】
 - ②議員の総定数【現行 35 人】
 - ③選挙区区割り【現行 9 選挙区】
- 特別委員会では、議会が主体的に判断・決定できる②・③について検討を行う。

2 主な論点

(1) 総定数について

⇒ 本県人口の減少や他県状況等を踏まえ、県民理解・説明の観点から検討が必要

(2) 選挙区の区割りについて

ア 1人選挙区の取扱い（特に日野郡選挙区）

⇒ 2つの視点を踏まえた検討が必要

① 強制合区の適用基準（公選法 15 条 2 項）

※ 選挙区人口が議員一人当たり人口の 1/2 に達しなくなった場合、西伯郡の隣接町と新たな選挙区を設置（判断の余地なし）

② 算定上、定数配分ができない場合の対応

※ 原則として、西伯郡の隣接町と新たな選挙区を設置。

特例判断として、公選法 15 条 8 項ただし書を適用して存置

※ 特例で存置の場合には、同法 15 条 8 項ただし書を適用する理由の整理、定数減となる他の選挙区県民の理解が必要

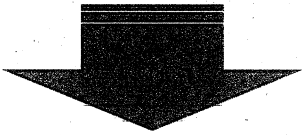
イ 日吉津村（飛び地）の取扱い

⇒ 現在、改正公選法附則に基づく経過措置として、西伯郡選挙区に存置

⇒ 同選挙区の見直し（日野郡選挙区の編入等）が行われた場合には、公選法本則に基づき米子市選挙区へ編入（判断の余地なし）

⇒ 日野郡選挙区を引き続き存置する場合でも、米子市選挙区への編入可否は、引き続き検討が必要

鳥取県議会議員の定数等調査検討スケジュール（想定案）

区分	内 容	備 考
令和5年度	<p>○定例会（6月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別委員会の設置（本会議） ・第1回特別委員会（正副委員長選挙 等） <p>○定例会（9月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第2回特別委員会 <p>条例定数、選挙区区割り及び選挙区定数の検討</p> <p>○定例会（12月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第3回特別委員会 <p>○定例会（令和6年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第4回特別委員会 	
令和6年度	<p>○定例会（令和7年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第○回特別委員会 <p>条例定数、選挙区区割り及び選挙区定数の算出方法を決定</p> <p>※R7 国調データ（速報値）を基に最終判断することを決定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・本会議（検討結果の中間報告） 	
令和7年度	<p>（中間報告の周知／議会 HP、議会だより 等）</p> <p>○定例会（令和8年2月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第○回特別委員会 <p>国調速報値に基づき定数等の改正条例案を確定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・議会運営委員会 ・本会議（改正条例案の議決） <p>○改正条例の公布（令和8年3月）</p>	<p>R7 国勢調査実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・速報値（R8: 2月想定） ・確定値（R8.10月想定）
令和8年度	<p>（改正後の選挙区・定数を周知）</p>	
令和9年度	<p>○鳥取県議会議員選挙（4月）</p>	

※特別委員会：議員定数等調査検討特別委員会（令和5年6月29日設置）

※条 例：鳥取県議会議員の定数並びに選挙区及び選挙区において選挙すべき議員の数を定める条例（平成9年条例第26号）